

蒲郡駅事件これで有罪か?! シリーズ⑨

鑑定のみから同一とは断定できない! では、何故そんな鑑定結果で事実認定するの?

裁判所は、ホームページに掲出された文書と古田助役が管理していた文書（古田文書）が同一であると結論を出した理由について、『シリーズ⑦』で明らかにした「フッターの一致」のほか、もう一つの理由あげています。

それは、二つの文書の用紙に漉き込まれた異物等の共通性についての「鑑定結果」です。鑑定によると、二つの文書を重ね合わせて比較すると、27ページの合計で130カ所の点状の画像が近接あるいは一致するというのです。しかし、鑑定結果は「ホームページ掲出文書は、古田文書あるいは古田文書の複製物を原稿として作成された可能性が十分認められることができる」という程度のものです。さらに鑑定人は、「同じページで一致しない点がある理由はわからない」「何箇所一致があれば同一文書と判断する基準はない」「紙の異物ということに関して言えば、これまでそのような鑑定は実施したことはありません」などと証言しています。

判決要旨でも「本鑑定のみからホームページ掲出文書が古田文書を複製したものとは同一であるとは断定できない」と述べています。一方で、古田文書にある固有点がホームページ掲出文書には現れていないという事実については、「その数自体多くない」「複写やデータ取り込み作業過程で消失することが考えられる」などとして無視し、例えそうであったとしても「直ちに両文書が同一であることと矛盾するとはいえない」と、屁理屈のような言い回しをしているのです。

不都合な事実は排除し、断定はできないが「ホームページ掲出文書が古田文書の複製物を原稿として作成されたものであることが、ある程度強く推認される」と結論付けたのです。

断定できないと裁判所自らが認めざるを得ないような鑑定結果で何故結論を出すのでしょうか。二つの文書が一致しなければ加藤さんが書庫から内部（古田）文書を持ち出し、それを基にしてホームページに掲載したというストーリーが崩れてしまうからなのです。有罪ありきの誤った推認による事実認定は許せません。

懲役6ヶ月の不当判決を許さない!
加藤誠二さんの完全無罪を勝ち取ろう!